計算上の留意事項について

1. ｢当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数｣は居宅介護支援事業所ごとに計算する必要があります。

　　A法人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　B法人

a1居宅介護支援事業所

特定事業所集中減算の対象外

a2居宅介護支援事業所

特定事業所集中減算の対象

ｂ 訪問介護事業所

a1居宅介護支援事業所

　　　　　　　　　　　　　　　紹介率70％

ｂ 訪問介護事業所

a2居宅介護支援事業所

　　　　　　　　　　　　　　　紹介率90％

1. ｢当該サービスに係る紹介率最高法人の事業所が位置づけられた居宅サービス計画数｣は、法人単位で計算します。

なお、居宅介護支援事業所と同一の法人である場合に限らず、別の法人であっても特定事業所集中減算の対象となります。

　　　A法人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　B法人

ｂ1 訪問介護事業所

a 居宅介護支援事業所

特定事業所集中減算の対象

ｂ2 訪問介護事業所

　　　　　　　　　　　　　　　併せて80％以上

1. 1人の利用者が同一種別のサービスを同一月に複数の法人から提供を受けている場合は、それぞれの事業所の利用者として１件ずつカウントして計算します。ただし、計算式の分母となる｢当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数｣については、ダブルカウントは行わず１件として計算します。

　　A法人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　A法人

　　　　　　　　　　　　　利用者

a 訪問介護事業所

a居宅介護支援事業所

　　　　　　　 　　 B法人

b 訪問介護事業所

（例）訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数　43件

A法人の訪問介護とＢ法人の訪問介護を併用している計画数　10件

Ａ法人の訪問介護のみ利用している計画数　25件

Ｂ法人の訪問介護のみ利用している計画数　8件

（紹介率の計算）

Ａ法人：（25＋10）÷43×100＝81.3（小数点第2位以下切り捨て）

Ｂ法人：（10＋8）÷43×100＝41.8（小数点第2位以下切り捨て）

この場合、A法人について80％を超えているため、特定事業所集中減算の対象となります。

1. 正当な理由のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合」や「その他正当な理由と認められる場合」を選択する場合は、該当する事例数を特定事業所集中減算の適用除外として計算するのであって、全体の居宅サービス計画が適用除外となるものではありません。

（例）訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数　102件・・①

①のうち、紹介率最高法人Ａを位置付けた居宅サービス計画数　82件・・②

②のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合」や「その他正当な理由と認められる場合」に該当する事例数　3件

・書類の提出について

82÷102×100＝80.3（小数点第2位以下切り捨て）

所定の割合を超えているため、書類の提出が必要

・減算の適用の有無について

（82－3）÷（102−3）×100＝79.7（小数点第２位以下切り捨て）

正当な理由があるとして減算適用はなし

1. 介護予防支援については、特定事業所集中減算の対象ではありません。居宅サービス計画数に含めないでください。